「

Ｆ２Ｅ	200kHz	放送局の無線設備
Ｆ３Ｅ	8.5kHz	1　335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備（450MHzを超え167.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備を除く。） 2　810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	16kHz	1　54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 2　142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3　450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4　903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5　1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	26kHz	25.21MHzを超え27.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	100kHz	162.0375MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
	200kHz	放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの

」を

「

Ｆ２Ｅ	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
Ｆ３Ｅ	8.5kHz	1　335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備（450MHzを超え167.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備を除く。） 2　810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	16kHz	1　54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 2　142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3　450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4　903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5　1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	26kHz	25.21MHzを超え27.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	100kHz	162.0375MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの

」に

「

Ｆ７Ｗ	27MHz	放送衛星局の無線設備

」を

「

削除	削除	削除

」に

改め、同表Ｆ８Ｅの項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表Ｆ９Ｗの項中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改め、同表中

「

Ｇ７Ｗ	25MHz	2,630MHzを超え2,655MHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局又は衛星補助放送を行う無線局
	27MHz	狭帯域放送衛星局及び高度狭帯域放送衛星局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局並びに12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域放送衛星局又は高度広帯域放送衛星局の無線設備

」を

「

Ｇ７Ｗ	27MHz	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局並びに12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備

」に

改め、同表Ｈ３Ｅの項及びＸ７Ｗの項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

別表第一二号第32中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表第55中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「第３章の２第１節」を「第４章第１節」に、「第22条の５第２項」を「第28条第２項」に、「第３章の２第２節」を「第４章第２節」に、「第22条の12第１項」を「第35条第１項」に改める。

別表第二号１(2)中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表１(5)ウ中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表５中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表５(4)中「（衛星補助放送を行うものを除く。）」を削り、同表38中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

別表第四号Ｃ３Ｆの項及びＨ３Ｅの項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

別図第四号の八から別図第四号の八の四までを次のように改める。

別図第四号の八から別図第四号の八の四まで　削除

別図第四号の八の九及び別図第四号の八の十を次のように改める。

別図第四号の八の九及び別図第四号の八の十　削除

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。